

かおり薬局	須坂市墨坂南2-5-5	令和6年12月1日
アイリス薬局	須坂市大字須坂1288-2	令和6年12月1日
スズラン薬局	須坂市小河原1891-4	令和6年12月1日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	令和6年12月31日
中萱医院	安曇野市三郷明盛3007	令和6年11月30日
とよしな内科クリニック	安曇野市豊科2643番地12	令和6年12月31日
小松歯科クリニック	諏訪郡下諏訪町5000-4	令和6年12月31日
コスモス薬局	上高井郡小布施町中松東畑324-1	令和6年12月1日

地域福祉課

## 長野県北アルプス地域振興局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、令和7年2月7日付けで北アルプス広域連合の規約の変更を許可しました。

令和7年2月27日

長野県北アルプス地域振興局長 斎藤 政一郎

市町村課



## 公告

令和7年1月31日認可した伊那市による山室地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和7年2月12日行った旨届出がありました。

令和7年2月27日

長野県上伊那地域振興局長 布山 澄

農地整備課

## 公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、松本空港ターミナルビル株式会社以下25団体について監査を実施しましたので、同法第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年2月27日

長野県監査委員 増田 隆志  
同 青木 孝子  
同 柄澤 千恵子  
同 依田 明善

令和6年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

## 1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定並びに長野県監査委員監査基準及び監査実施要綱に基づき、県が財政援助等を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助等に係るものについて、適正で合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、監査を実施しました。

## 2 対象年度

令和5年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

## 3 対象団体及び実施期間

県から財政援助等を受けた次の基準に該当する団体の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえて25団体を選定し、令和6年9月2日から12月16日までの間に実施しました。

- (1) 県から1,000万円以上の補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政援助を受けている団体（但し、補助金等が1,000万円未満の団体についても、必要に応じて選定する。）
- (2) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証（借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの）を受けている団体
- (4) 県から1,000万円以上の指定管理料を受けて公の施設の管理を委託されている団体

## 4 実施状況

- (1) 監査対象25団体のうち8団体は実地監査を、17団体は書面監査を実施しました。

区 分	実地監査	書面監査	合 計
出資(出捐を含む。以下同じ)団体 <sup>(注)</sup>	5団体	1団体	6団体
補助金、負担金、交付金等交付団体	2団体	14団体	16団体
指定管理者	1団体	2団体	3団体
計	8団体	17団体	25団体

(注)・出資団体には、出資の他に損失補償や補助金等複数の財政援助を受けている団体を含みます。以下同じ。

・なお、地方自治法第199条の2の規定の趣旨に鑑み、監査対象団体のうち「学校法人松商学園」については、柄澤監査委員は監査を実施しておりません。

- (2) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向いて提出された監査資料等の内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (3) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等の内容を確認するなどの方法により実施しました。

## 第2 監査の結果

## 1 監査結果の区分

監査を実施した結果、対象団体及び所管部局に対して改善等を求める場合、以下の区分に整理して通知しました。

## (1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの。

## (2) 指導事項

指摘には至らないが改善を要するもの。

## (3) 検討事項

制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの。

## 2 監査結果に添える意見

地方自治法第199条第10項の規定により、県の組織及び運営の合理化に資するため、監査結果の報告に添えて意見を提出しました。

## 3 監査結果の概要

- (1) 監査を実施した結果、指摘事項はありませんでした。指導事項は8団体に対して12件及び1部局に対して1件、検討事項は5団体に対して5件及び2部局に対して2件、意見は2団体に対して4件及び3部局に対して4件ありました。団体区分別の内訳は、下表のとおりです。

団体区分	監査対象	指摘事項	指導事項	検討事項	意見
出資団体	6団体	—	2団体2件	2団体2件	2団体4件
補助金等交付団体	16団体	—	5団体9件	2団体2件	—
指定管理者	3団体	—	1団体1件	1団体1件	—
計	25団体	—	8団体12件	5団体5件	2団体4件
所管部局	—	—	1部局1件	2部局2件	3部局4件

- (2) 指摘事項等の分野別の内訳は、下表のとおりです。

「決算、会計処理関係」が15件と最も多く、次いで、「事業執行関係、その他」が9件、団体運営、定款等各種規程関係」が4件ありました。

指摘事項等の分野	指摘事項	指導事項	検討事項	意見
団体運営、定款等各種規程関係	—	4団体4件	—	—
決算、会計処理関係	—	6団体8件 1部局1件	5団体5件	1団体1件
事業執行関係、その他	—	—	— 2部局2件	2団体3件 3部局4件

4 監査対象団体・所管部局ごとの監査結果の概要

(1) 実地監査実施団体

No	団体名	指摘事項、指導事項、検討事項及び意見	
		団体	所管部局
1	松本空港ターミナルビル株式会社	【指導事項】 1 取締役会の開催	—
2	公益財団法人長野県下水道公社	【検討事項】 1 内部規程の整備	—
3	一般社団法人長野県観光機構	【指導事項】 1 公益法人会計基準に定める財務諸表の作成等 【意見】 1 包括外部監査の結果等を受けた機構運営の改善 2 財務体制改善（安定経営）に向けた取組	—
4	公益社団法人長野県林業公社	【意見】 1 公社の事業内容、経営状況等に対する県民理解の促進 2 経営改革プランの進捗管理と着実な推進	【意見】 1 公社の事業内容、経営状況等に対する県民理解の促進 2 制度改善等に向けた継続した取り組み
5	公立大学法人長野県立大学	【検討事項】 1 決算書類の改善	—
6	学校法人松商学園	—	—
7	学校法人軽井沢風越学園	—	—
8	一般社団法人諏訪観光協会	【検討事項】 1 指定管理に係る支出への協会事務局経費の計上	【検討事項】 1 指定管理に係る支出への協会事務局経費の計上 【意見】 1 霧ヶ峰自然保護センター備品等の内容再確認と整理

(注)・「指摘事項、指導事項、検討事項及び意見」欄の「—」は指摘事項等がなかったことを示す。次表も同じ。

(2) 書面監査実施団体

No	団体名	指摘事項、指導事項、検討事項及び意見	
		団体	所管部局
9	長野電鉄株式会社	—	—
10	学校法人高松学園	—	—
11	学校法人タイケン学園	—	—
12	学校法人吉沢学園	—	—
13	学校法人インターナショナルスクールオブ長野	—	—
14	長野県職業能力開発協会	【指導事項】 1 参与の任命 【検討事項】 1 公益法人会計基準の（平成20年改正）の適用	—

15	須坂商工会議所	【指導事項】 1 商工業者法定台帳（法定台帳）の訂正 2 予算管理規程の作成	—
16	小諸商工会議所	—	—
17	下諏訪商工会議所	【指導事項】 1 商工業者法定台帳（法定台帳）の訂正 2 予算管理規程の作成 3 付属明細表の作成	—
18	東御市商工会	【指導事項】 1 引当金と対照勘定である引当預金の計上 2 勘定科目名の基準不適合	—
19	富士見町商工会	【指導事項】 1 財務諸表の引当金勘定の内容と実態との不一致 【検討事項】 1 減価償却の実施	—
20	野沢温泉商工会	—	—
21	阿智村商工会	—	—
22	公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会	—	—
23	一般財団法人長野県労働財団	—	—
24	公益社団法人長野シルバー人材センター	【指導事項】 1 指定管理業務に係る事業報告内容（収支実績金額）の誤り	【指導事項】 1 指定管理業務に係る事業報告の内容確認
25	特定非営利活動法人 Nature Service 南信州広域公園	—	【検討事項】 1 管理業務仕様書で示す保守点検業務の作業基準と実態との相違 【意見】 1 公園利用者の安全の確保

第3 監査対象団体ごとの監査結果及び意見

1 実地監査

監査団体名	松本空港ターミナルビル株式会社			No. 1
団体所在地	松本市大字空港東8909			
監査年月日	令和6年11月12日	所管部局	企画振興部	
団体の概要	代表者	代表取締役社長 関 昇一郎		
	設立年月日	平成4年7月23日	資本金等	資本金 495,000,000 円
	主な事業の内容	1 松本空港ターミナルビルの経営		
	令和5年度決算状況	収益 費用	88,078,240 円 84,274,660 円	当期純利益 当期末利益剰余金
監査対象(財政援助)	1 出資金(県出資割合 50.5%)			250,000,000 円

監査結果	<p><b>【指導事項】</b></p> <p>1 取締役会の開催 会社法(平成17年法律第86号)第363条2項において、取締役会設置会社は3箇月に1回以上、自己の職務の状況を取締役に報告しなければならないとされています。しかしながら令和5年度取締役会は年4回開催されていますが、開催間隔が3箇月を超えているものがあり、ガバナンスや迅速な意思決定の点からも適切な開催について配慮してください。</p>
------	---

監査団体名	公益財団法人長野県下水道公社			No. 2
団体所在地	長野市大字南長野字幅下667-6			
監査年月日	令和6年11月18日	所管部局	環境部	
団体の概要	代表者	理事長 宮原 茂		
	設立年月日	平成3年2月8日	資本金等	基本財産 40,000,000 円
	主な事業の内容	1 上下水道の調査、設計及び施工監理に関する事業 2 上下水道の維持管理に関する事業 3 下水道排水設備工事責任技術者試験、更新講習及び登録に関する事業 4 上下水道に関する調査研究、職員研修、普及啓発の事業 ほか		
	令和5年度決算状況	収益 費用	1,676,553,678 円 1,731,694,092 円	当期正味財産増減額 当期末正味財産残高
監査対象(財政援助)	1 出資金(県出資割合 50.0%)			20,000,000 円

監査結果	<p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 内部規程の整備 ア 当該公社会計規程第40条(固定負債)に「退職手当引当金」とありますが、公益法人会計基準に基づく「退職給付引当金」が適切のため規程の見直しを検討してください。 イ 上記同規程において「債権」との記載がありますが、記載が適切か検討し必要に応じて見直しを検討してください。</p>
------	---

監査団体名	一般社団法人長野県観光機構			No. 3
団体所在地	長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路			
監査年月日	令和6年11月15日	所管部局	観光スポーツ部	
団体の概要	代表者	理事長 野原 莞爾		
	設立年月日	昭和35年12月14日	資本金等	基本財産 124,450,000 円
	主な事業の内容	1 国内外からの観光旅行者の誘致促進 2 観光情報の収集及び発信 3 国内外の観光に関する調査、研究 4 他の地域や観光関係機関との連携 ほか		
	令和5年度決算状況	収益 1,222,386,725 円 費用 1,328,862,733 円	当期正味財産増減額 当期末正味財産残高	△106,476,008 円 794,902,282 円
監査対象(財政援助)	1 出資金(県出資割合 80.35%) 100,000,000 円 2 補助金 205,466,000 円 (1) アウトドアアクティビティ事業者強化支援事業 205,466,000 円 3 負担金 308,294,901 円 (1) 長野県DMO連携事業 294,429,901 円 (2) 正会員会費 13,865,000 円 4 業務委託料(参考)(5事業) 35,921,238 円 (1) 銀座 NAGANO 運営管理業務 34,069,200 円 (2) 欧州における日本酒を接点としたブランドプロモーション業務 575,300 円 (3) フランスケーブルテレビ局『J-One』制作番組『ASIE INSOLITE』取材対応業務 547,800 円 (4) フランス「Figaro」取材対応業務 728,938 円			
監査結果	<b>【指導事項】</b> 1 公益法人会計基準に定める財務諸表の作成等 経理規程第2条の規定により機構の会計が準拠する、公益法人会計基準の運用指針13に定める貸借対照表内訳表が作成されていませんので、改善してください。 また、正味財産増減計算書が運用指針13の様式と異なっていますので、改善してください。			
意見	1 令和5年度包括外部監査の結果等を受けた機構運営の改善 令和5年度の包括外部監査結果においては、機構の事業等に対し、実績報告書や財務諸表等間の額の不一致、会計区分間における経費の配賦基準の適正性など、多くの結果・意見が付されたところです。 機構ではこれを受け、①ガバナンス体制の強化、②コンプライアンスの強化、③県のチェック体制の強化等の3点を再発防止策として掲げ、顧問公認会計士との協働による会計書類の遡及確認と誤りの是正が行われたほか、月次決算・監査の実施、新たな会計システムの導入、本部経費の各会計区分への経費配賦基準の見直し、県と機構の幹部職員による定例ミーティングの実施等、組織を挙げて改善に努めていることは評価できます。今後も引き続き、県と連携しながら、上記再発防止策に取り組んでください。			
	2 財務体制改善(安定経営)に向けた取り組み 機構では、前中期経営計画(第二次計画・令和2~4年度)の下、財務体制改善(安定経営)に取り組み、令和4年度決算では単年度黒字を達成しましたが、令和5年度決算においては、同年度の包括外部監査結果等を受けた過年度修正損の計上や、その他会計(収益事業)に係る事業収益の減少等により、再度赤字決算となるなど、経営安定面ではなお改善したとの評価までには至らない状況です。 現中期経営計画(第三次計画・令和5~7年度)に掲げるように、戦略的な公益事業の展開や組織体制の強化を目的とした公益事業収支(県負担金事業・銀座 NAGANO 事業)の赤字解消や収益事業における営業利益の拡大等の目標達成に向け、県との連携に加え、機構の自主性、主体性も可能な限り発揮しつつ取り組んでください。			

監査団体名	公益社団法人長野県林業公社			No. 4
団体所在地	長野市大字中御所字岡田30-16 長野県林業センタービル			
監査年月日	令和6年11月15日	所管部局	林務部	
団体の概要	代表者	理事長 関 昇一郎		
	設立年月日	昭和41年7月8日	資本金等	出資金 68,000,000 円
	主な事業の内容	1 森林整備に関する造林及び育林の分収林事業 2 森林及び林業に関する普及啓発事業 3 森林管理等に関する受託事業		
	令和5年度決算状況	収益 103,593,125 円 費用 103,737,126 円	当期正味財産増減額 当期末正味財産残高	△144,001 円 △561,300,095 円
監査対象 (財政援助)	1 出資金 (県出資割合 100%) 68,000,000 円 2 補助金 63,206,251 円 (1) 信州の森林づくり事業 (森林環境保全整備事業) 補助金 54,488,500 円 (2) 森林整備合理化計画推進事業補助金 8,717,751 円 3 貸付金 1,290,605,000 円 (1) 長野県公社造林資金貸付金 1,290,605,000 円 4 損失補償 32,000,000 円 (1) 造林資金の借入に対する損失補償 32,000,000 円			

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

意見	<p>1 公社の事業内容、経営状況等に対する県民理解の促進                  長野県林業公社の主要事業である「分収林事業」は、事業の性質上、分収林が伐期を迎えて木材の売却収入が得られるまでの間、県の長期貸付金を主な財源として実施せざるを得ないという構造的な課題があります。                  令和3年5月に公社が策定した「第2次長野県林業公社経営改革プラン」(以下「経営改革プラン」という。)の中で、現状の低迷する木材価格等一定の条件で試算した長期収支予測によると、最終事業年度(令和58年度)に県の貸付金約126億余円が回収不能になると見込まれ、極めて厳しい経営状況にあります。                  一方、公社が行う事業は、条件不利地を中心に自ら森林の管理を行うことが困難な森林所有者に代わって森林資源の適正な保育・管理等を行うものであり、国土の保全、水源の涵養、水害や土砂災害の予防、ゼロカーボンへの貢献など多面的な公益的機能の維持増進に重要な役割を果たし、公共性の高い社会基盤整備として今後も継続していく必要があります。                  このような状況を踏まえ、公社の経営状況や事業の必要性、公益性等について、積極的に情報発信して県民に丁寧に説明することで、県民理解の促進に努めてください。</p> <p>2 経営改革プランの進捗管理と着実な推進                  中長期的な観点も含め、経営改革プランの進捗状況を適切に把握・分析しながら、同プランの目的とする「経営改革の推進と実行体制の強化」に向けた取り組みに努めてください。なお、J-クレジットの追加認証と販売促進は、ゼロカーボン社会への貢献及び公社の経営改善双方の観点から有効と考えられます。積極的に取り組みを進め、収益の確保に努めてください。</p> <p>【林務部に対する意見】                  (公社の事業内容、経営状況等に対する県民理解の促進)                  (制度改善等に向けた継続した取り組み)</p>
----	---

監査団体名	公立大学法人長野県立大学			No. 5
団体所在地	長野市三輪8-49-7			
監査年月日	令和6年11月18日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 佐藤 慎次郎		
	設立年月日	平成30年4月1日	資本金等	出資金 9,913,064,422 円
	主な事業の内容	1 長野県立大学(大学院含む)の運営		
	令和5年度決算状況	収益 費用	2,474,014,610 円 1,768,952,487 円	当期純利益 当期末利益剰余金
監査対象(財政援助)	1 出資金(県出資割合 89.9%) 2 交付金 (1) 運営費交付金 (2) 授業料等減免交付金			8,913,064,422 円 1,106,213,200 円 1,058,842,000 円 47,371,200 円

監査結果	<p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 決算書類の改善</p> <p>ア 決算数値には影響しないものの、附属明細書の一部に誤った数値の記載がありましたので、正確な書類の調製に留意してください。</p> <p>イ 附属明細書の寄附金明細について、わかりやすい財務諸表を作成する観点から、注意書きを付してください。</p>
------	---

監査団体名	学校法人松商学園			No. 6
団体所在地	松本市新村2095-1			
監査年月日	令和6年11月12日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 田口 敏子		
	設立年月日	大正8年8月18日	資本金等	基本金 20,999,281,771 円
	主な事業の内容	1 松本大学の運営 2 松本大学松商短期大学部の運営 3 松商学園高等学校の運営 4 松本秀峰中等教育学校の運営		
	令和5年度決算状況	収入 支出	5,096,828,296 円 4,896,742,980 円	基本金組入前当年度収支差額 翌年度繰越収支差額 (基本金当期末残高を除く)
監査対象(財政援助)	1 補助金 (1) 学校法人補助金 (2) 私立学校価格高騰対策支援金 (3) 学校保健特別対策事業費補助金 (4) 私立高等学校等就学支援金 (5) 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 (6) 私立高等学校授業料等軽減事業補助金			924,464,500 円 638,833,000 円 1,503,000 円 3,786,000 円 276,025,200 円 516,000 円 3,801,300 円

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	学校法人軽井沢風越学園			No. 7
団体所在地	北佐久郡軽井沢町大字発地1278-16			
監査年月日	令和6年11月11日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 本城 慎之介		
	設立年月日	令和元年10月31日	資本金等	基本金 4,417,500,080 円
	主な事業の内容	1 軽井沢風越幼稚園(幼稚園)の運営 2 軽井沢風越学園(義務教育学校)の運営		
	令和5年度決算状況	収入 415,884,548 円 支出 519,597,517 円	基本金組入前当期収支差額 翌年度繰越収支差額 (基本金当期末残高を除く)	△103,712,969 円 △244,622,905 円
監査対象(財政援助)	1 補助金 104,267,000 円 (1) 学校法人補助金 102,533,000 円 (2) 私立小中学校等授業料軽減事業支援特別経費補助金 672,000 円 (3) 私立学校価格高騰対策支援金 371,000 円 (4) 学校保健特別対策事業費補助金 561,000 円 (感染症流行下における学校教育活動体制整備事業) (5) 教育支援体制整備事業補助金(認定こども園設置促進事業) 130,000 円 (幼児教育の質の向上のためのICT化支援)			

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	一般社団法人諏訪観光協会			No. 8
団体所在地	諏訪市小和田南14-7 諏訪商工会館			
監査年月日	令和6年11月14日	所管部局	環境部	
団体の概要	代表者	代表理事長 佐久 秀幸		
	設立年月日	平成24年3月14日		
	主な事業の内容	1 観光意識の普及向上 2 観光情報の収集及び提供並びに観光宣伝及び観光客の誘客 3 観光振興のための主催事業の企画及び実施 4 観光振興のための受託事業の実施 5 観光振興のための他団体の実施する観光事業への助成及び協賛 ほか		
	令和5年度決算状況	収入 13,336,698 円 支出 10,694,815 円	当期純利益	2,641,883 円
監査対象(財政援助)	1 指定管理料 11,451,000 円 (1) 長野県霧ヶ峰自然保護センター管理業務 11,451,000 円			

監査結果	<p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 指定管理に係る支出への協会事務局経費の計上 霧ヶ峰自然保護センター指定管理に係る収支計算書中、支出の部の人件費には、センター職員に係る額のみを計上し、協会事務局職員の人件費を計上していません。しかし、指定管理に係る会計事務等については協会事務局の職員が担当していますので、協会と県は協議の上、当該指定管理に係る協会事務局職員の人件費についても合理的な基準に基づき算定の上、収支計算書に計上するとともに、過年度分の収支計算書についても訂正計上することを検討してください。</p> <p><b>【環境部に対する検討事項】</b> (指定管理に係る支出への協会事務局経費の計上)</p>
意見	<p><b>【環境部に対する意見】</b> (霧ヶ峰自然保護センター備品等の内容再確認と整理)</p>

## 2 書面監査

監査団体名	長野電鉄株式会社			No. 9
団体所在地	長野市権堂町2201			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	企画振興部	
団体の概要	代表者	代表取締役社長 久保田 敏之		
	設立年月日	大正9年5月30日	資本金等	495,000,000 円
	主な事業の内容	1 鉄道事業 2 不動産事業 3 旅行業 4 広告業事業 5 保険代理店業 6 関連事業 7 付帯事業		
	令和5年度決算状況	収益 4,641,624 千円 費用 4,207,130 千円	当期純利益 434,494 千円 当期末利益剰余金 4,308,965 千円	
監査対象 (財政援助)	1 補助金			100,206,000 円
	(1) 地域鉄道安全性向上支援事業補助金(令和4年度繰越分)			46,207,000 円
	(2) 地域鉄道安全性向上支援事業補助金(令和5年度分)			53,999,000 円
	2 交付金			22,564,695 円
(1) 地域鉄道動力費高騰対策等経営支援事業交付金			22,564,695 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人高松学園			No. 10
団体所在地	飯田市松尾代田610 飯田短期大学内			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 高松 彰充		
	設立年月日	昭和33年10月27日	資本金等	基本金 9,151,479,106 円
	主な事業の内容	1 飯田短期大学の運営 2 飯田女子高等学校の運営 3 伊那西高等学校の運営 4 幼保連携型認定こども園 慈光幼稚園の運営		
	令和5年度決算状況	収入 1,841,131,721 円 支出 1,972,446,511 円	基本金組入前当期収支差額 △131,314,790 円 翌年度繰越収支差額 △3,211,692,843 円 (基本金当期末残高を除く)	
監査対象 (財政援助)	1 補助金			588,166,849 円
	(1) 学校法人補助金			5,116,000 円
	(2) 高等学校就学支援金			218,129,598 円
	(3) 高等学校就学支援金事務費			835,000 円
	(4) 私立高等学校教育振興費補助金			356,981,000 円
	(5) 私立高等学校授業料等軽減事業補助金			4,451,850 円
	(6) 結核健康診断事業補助金			447,401 円
	(7) 価格高騰対策支援金			634,000 円
	(8) 保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金			1,572,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人タイケン学園			No. 11
団体所在地	東京都板橋区成増1-12-19			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 柴岡 三千夫		
	設立年月日	平成9年10月30日	資本金等	基本金 4,967,863,908 円
	主な事業の内容	1 日本ウェルネス長野高等学校の運営		
	令和5年度決算状況	収入 2,487,383,105 円 支出 1,660,928,906 円	基本金組入前当期収支差額 翌年度繰越収支差額 (基本金当期末残高を除く)	826,454,199 円 4,071,435,372 円
監査対象(財政援助)	1 補助金 (1) 学校法人補助金			42,768,000 円 42,768,000 円

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	学校法人吉沢学園			No. 12
団体所在地	佐久市中込2923-1			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 吉沢 信也		
	設立年月日	平成11年10月14日	資本金等	基本金 920,508,712 円
	主な事業の内容	1 地球環境高等学校の運営		
	令和5年度決算状況	収入 114,003,441 円 支出 87,904,332 円	基本金組入前当期収支差額 翌年度繰越収支差額 (基本金当期末残高を除く)	26,099,109 円 △299,677,625 円
監査対象(財政援助)	1 補助金 (1) 私立大学等経営費補助金(私立高等学校経営費補助) (2) 私立高等学校就学支援金 (3) 私立高等学校就学支援金事務費交付金 (4) 私立高等学校学び直し支援金 (5) 私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金			47,462,882 円 1,024,000 円 43,292,302 円 170,000 円 2,580 円 2,974,000 円

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	学校法人インターナショナルスクールオブ長野			No. 13
団体所在地	松本市五常6381-1			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 栗林 梨恵		
	設立年月日	令和4年1月6日	資本金等	基本金 33,898,387 円
	主な事業の内容	1 インターナショナルスクールオブ長野の運営		
	令和5年度決算状況	収入 114,274,079 円 支出 112,246,315 円	基本金組入前当期収支差額 翌年度繰越収支差額 (基本金当期末残高を除く)	2,027,764 円 57,356,625 円
監査対象 (財政援助)	1 補助金 (1) 学校法人補助金 (2) 学校保健特別対策事業費補助金 (3) 私立学校価格高騰対策支援金			25,020,000 円 24,115,000 円 847,000 円 58,000 円

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	長野県職業能力開発協会			No. 14
団体所在地	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会長 丸山 将一		
	設立年月日	昭和54年11月1日		
	主な事業の内容	1 会員の行う職業訓練、職業能力検定等に関する業務についての指導及び連絡 2 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項についての相談、指導及び援助 3 技能労働者に関する情報提供等 4 事業主の行う職業訓練に従事する者の研修 5 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに調査研究、国際協力についての相談その他の援助 ほか		
	令和5年度決算状況	収益 237,865,320 円 費用 235,852,657 円	当期正味財産増減額 当期末正味財産残高	2,012,663 円 35,215,436 円
監査対象 (財政援助)	1 補助金 (1) 職業能力開発事業補助金 (2) 認定職業訓練助成事業補助金			74,900,214 円 74,845,214 円 55,000 円

監査結果	<p><b>【指導事項】</b></p> <p>1 参与の任命 職業能力開発促進法第85条第3項に「都道府県協会に、参与を置く」と規定されており、かつ定款第26条第1項に「本会に、参与を置く」と規定していますが、置いていませんので、定款第26条第3項の規定に従って任命してください。</p> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 公益法人会計基準（平成20年改正）の適用 当協会の会計処理は、公益法人会計基準に準拠して行われていますが、会計処理の一部に平成16年の旧基準によるものが見受けられます。財務状況の透明性等を確保するため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準である平成20年改正基準の会計処理全般への適用を検討してください。</p>
------	--

監査団体名	須坂商工会議所			No. 15
団体所在地	須坂市立町1278-1			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会頭 神林 章		
	設立年月日	昭和23年4月8日		
	主な事業の内容	1 商工会議所として意見の公表、国会・行政庁等への具申及び建議 2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集及び刊行 3 商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査、輸出品の原産地証明 4 商工業に関する施設を設置、維持又は運用 5 商工業に関する講演会・講習会の開催 ほか		
	令和5年度決算状況	収入	141,827,109 円	当期収支差額 △303,461 円
	支出	142,130,570 円	次期繰越収支差額 20,404,605 円	
監査対象(財政援助)	1 補助金			29,492,000 円
	(1) 小規模事業経営支援事業費補助金			29,492,000 円

監査結果	<p><b>【指導事項】</b></p> <p>1 商工業者法定台帳（法定台帳）の訂正                  商工会議所法第10条第5項及び定款第25条第3項の規定により毎年9月30日までにを行う必要がある法定台帳の訂正を年度末まで行っていませんでしたので、今後は所定の期限までに行ってください。</p> <p>2 予算管理規程の作成                  商工会議所会計基準第9条に規定する予算管理規程を作成していないので、改善してください。</p>
------	--

監査団体名	小諸商工会議所			No. 16
団体所在地	小諸市相生町3-3-12			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会頭 塩川 秀忠		
	設立年月日	大正3年4月1日		
	主な事業の内容	1 商工会議所として意見の公表、国会・行政庁等への具申及び建議 2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集及び刊行 3 商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査、輸出品の原産地証明 4 商工業に関する施設を設置、維持又は運用 5 商工業に関する講演会・講習会の開催 ほか		
	令和5年度決算状況	収入	210,306,931 円	当期収支差額 4,219,272 円
	支出	206,087,659 円	次期繰越収支差額 254,805,281 円	
監査対象(財政援助)	1 補助金			29,150,000 円
	(1) 小規模事業経営支援事業費補助金			29,150,000 円

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	下諏訪商工会議所			No. 17
団体所在地	諏訪郡下諏訪町4611			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会頭 小林 秀年		
	設立年月日	昭和23年3月18日		
	主な事業の内容	1 商工会議所として意見の公表、国会・行政庁等への具申及び建議 2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集、及び刊行 3 商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査、輸出品の原産地証明 4 商工業に関する施設を設置、維持又は運用 5 商工業に関する講演会・講習会の開催 ほか		
	令和5年度決算状況	収入	110,265,552 円	当期収支差額 △7,567,770 円
	支出	117,833,322 円	次期繰越収支差額 341,696,212 円	
監査対象(財政援助)	1 補助金 (1) 小規模事業経営支援事業費補助金			22,357,000 円 22,357,000 円

監査結果	<b>【指導事項】</b> 1 商工業者法定台帳(法定台帳)の訂正 商工会議所法第10条第5項及び定款第26条第3項の規定により毎年9月30日までにを行う必要がある法定台帳の訂正を年度末まで行っていませんでしたので、今後は所定の期限までに行ってください。 2 予算管理規程の作成 商工会議所会計基準第9条に規定する予算管理規程を作成していないので、改善してください。 3 付属明細表の作成 商工会議所会計基準第23条に規定する貸借対照表に付属する明細表(積立金明細表)を作成していないので、改善してください。
------	--

監査団体名	東御市商工会			No. 18
団体所在地	東御市田中178-2			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会長 坂口 晋一		
	設立年月日	昭和35年9月20日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談及び指導 2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集又は刊行 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん 5 商工業に関する施設を設置、維持又は運用 ほか		
	令和5年度決算状況	収入	72,157,923 円	当期収支差額 △930,064 円
	支出	73,087,987 円	次期繰越収支差額 4,610,402 円	
監査対象(財政援助)	1 補助金 (1) 小規模事業経営支援事業費補助金			26,747,000 円 26,747,000 円

監査結果	<b>【指導事項】</b> 1 引当金と対照勘定である引当預金の計上 引当金の対照勘定である引当預金については、特定預金として引当金と同額で計上すべきところ、一部、特定預金に計上されていないものがありますので、改善してください。 2 勘定科目名の基準不適合 当商工会が計上している引当金の勘定科目名は、いずれも商工会が準拠すべき「商工会経理基準」別表2の勘定科目名と異なっていると同時に、「商工会館修繕費等引当金」に相当する内容が他の引当金に含まれており、独立計上されていませんので、改善してください。
------	---

監査団体名	富士見町商工会			No. 19
団体所在地	諏訪郡富士見町落合10078-1			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会長 西村 章		
	設立年月日	昭和35年10月17日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談及び指導 2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集又は刊行 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあつせん 5 商工業に関する施設の設置、維持又は運用 ほか		
	令和5年度決算状況	収入	58,645,398 円	当期収支差額 89,031 円
	支出	58,556,367 円	次期繰越収支差額 2,447,439 円	
監査対象(財政援助)	1 補助金 22,440,000 円 (1) 小規模事業経営支援事業費補助金 18,735,000 円 (2) 地域発元気づくり支援金 3,705,000 円			

監査結果	<b>【指導事項】</b> 1 財務諸表の引当金勘定の内容と実態との不一致 貸借対照表及び財産目録の引当金勘定には「資産取得引当金」が記載されていますが、同引当金の内容は、実際には「資産取得引当金」だけでなく、「商工会運営安定引当金」に相当する内容も含まれると認められますので、「商工会運営指針」に基づき、適切な引当金勘定による計上に改善してください。
	<b>【検討事項】</b> 1 減価償却の実施 当商工会では、固定資産(建物及び器具備品)の償却を、当該資産の除却・廃棄時を除き、行っていません。このことは、商工会の経理において以前は固定資産を貸借対照表に計上せず、減価償却を通常行わない会計処理方式がとられていたことの名残と認められますが、現在の「商工会運営指針」では、「毎年決算時に資産の価値評価をして、帳簿価格から適正な資産の償却を行うべき」とされていますので、改善を検討してください。

監査団体名	野沢温泉商工会			No. 20
団体所在地	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9622-2			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会長 宮崎 至		
	設立年月日	昭和36年11月1日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談及び指導 2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集又は刊行 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあつせん 5 商工業に関する施設の設置、維持又は運用 ほか		
	令和5年度決算状況	収入	36,408,579 円	当期収支差額 △1,136,374 円
	支出	37,544,953 円	次期繰越収支差額 6,123,114 円	
監査対象(財政援助)	1 補助金 33,198,000 円 (1) 小規模事業経営支援事業費補助金 33,198,000 円			

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	阿智村商工会			No. 21
団体所在地	下伊那郡阿智村駒場1078-5			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	産業労働部	
団体の概要	代表者	会長 中島 秀明		
	設立年月日	昭和35年12月6日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談及び指導 2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集又は刊行 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん 5 商工業に関する施設の設置、維持又は運用 ほか		
	令和5年度決算状況	収入	69,605,794 円	当期収支差額
	支出	70,319,938 円	次期繰越収支差額	1,541,229 円
監査対象(財政援助)	1 補助金			42,018,000 円
	(1) 小規模事業経営支援事業費補助金			42,018,000 円

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会			No. 22
団体所在地	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	農政部	
団体の概要	代表者	理事長 神農 佳人		
	設立年月日	昭和47年7月10日	資本金等	出資金 235,300,000 円
	主な事業の内容	1 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく生産者補給金の交付に関する事業 2 畜産経営の安定のための家畜及び畜産物に係る生産者積立金の積立及び補てん金の交付に関する事業 ほか		
	令和5年度決算状況	収益	63,341,437 円	当期正味財産増減額
	費用	67,892,236 円	当期末正味財産残高	173,775,560 円
監査対象(財政援助)	1 出資金(県出資割合 40.8%)			96,000,000 円
	2 補助金			2,137,900 円
	(1) 肉用子牛生産者積立金助成事業補助金			2,137,900 円

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	一般財団法人長野県林業労働財団			No. 23
団体所在地	長野市大字中御所字岡田30-16 長野県林業センタービル			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	林務部	
団体の概要	代表者	理事長 丸山 勝規		
	設立年月日	昭和49年2月6日	資本金等	基本財産 131,940,652 円
	主な事業の内容	1 林業従事者の育成・確保に関する事業 2 林業従事者の福祉の向上に関する事業 3 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターに関する業務 ほか		
	令和5年度決算状況	収益 149,047,333 円 費用 150,689,352 円	当期正味財産増減額 当期末正味財産残高	△1,642,019 円 397,949,752 円
監査対象 (財政援助)	1 補助金 52,085,614 円 (1) 林業労働力対策事業補助金 52,085,614 円 2 貸付金 13,686,750 円 (1) 林業就業促進資金貸付事業 前期末貸付残高 13,686,750 円 3 県受託事業 6,600,000 円 (1) 持続的な林業経営の確立支援委託業務 6,600,000 円			

監査結果	指摘事項等はありませんでした。
------	-----------------

監査団体名	公益社団法人長野シルバー人材センター			No. 24
団体所在地	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	建設部	
団体の概要	代表者	理事長 酒井 登		
	設立年月日	昭和54年9月28日		
	主な事業の内容	1 長野県若里公園の管理運営		
	令和5年度決算状況	収益 12,696,858 円 費用 11,970,817 円	当年度収支差額	726,041 円
監査対象 (財政援助)	1 指定管理料 12,692,000 円 (1) 長野県若里公園指定管理料 12,692,000 円			

監査結果	<p><b>【指導事項】</b></p> <p>1 指定管理業務に係る事業報告内容(収支実績金額)の誤り                      令和5年度の長野県若里公園に係る指定管理事業報告書の収支実績金額について、当法人の正味財産増減計算書内訳表の当該業務決算額と一致すべきところ、二重計上等により複数費目の支出額に不一致が生じていましたので、正確な内容に修正した事業報告書を県に提出するとともに、再発防止に向けた対策を徹底してください。</p> <p><b>【建設部に対する指導事項】</b>                      (指定管理業務に係る事業報告の内容確認)</p>
------	---

監査団体名	特定非営利活動法人 Nature Service			No. 25
団体所在地	埼玉県坂戸市厚川126-1			
監査年月日	令和6年12月16日	所管部局	建設部	
団体の概要	代表者	代表理事 赤堀 哲也		
	設立年月日	平成24年12月21日		
	主な事業の内容	1 国内外の自然環境を活用した健康づくりの実践事業 2 自然体験活動等に関する受託事業並びにイベントの企画及び運営事業 3 公の施設等の管理及び運営に関する事業		
	令和5年度決算状況	収入	57,979,001 円	当期純損失 △4,856,557 円
	支出	62,835,558 円		
監査対象(財政援助)	1 指定管理料			26,000,000 円
	(1) 長野県南信州広域公園管理業務			26,000,000 円
監査結果	【建設部に対する検討事項】 (管理業務仕様書で示す保守点検業務の作業基準と実態との相違)			
意見	【建設部に対する意見】 (公園利用者の安全の確保)			

## 第4 所管部局に対する監査結果及び意見

財政援助団体等監査を実施した団体に対する所管部局の関与に係る監査の結果及び意見は、以下のとおりです。

- 指摘事項 指摘事項はありませんでした。
- 指導事項

所管部局等	指導事項
【所管部局(所管課)】 建設部(都市・まちづくり課)  【財政援助団体等(指定管理者)】 公益社団法人長野シルバー人材センター	1 指定管理業務に係る事業報告の内容確認 令和5年度の長野県若里公園に係る指定管理事業報告書の収支実績金額について、指定管理者である公益社団法人長野シルバー人材センターから二重計上等により誤った金額で報告されていましたので、改めて報告内容の確認を徹底するとともに、指定管理者に再発防止のための適切な指導を行ってください。

## 3 検討事項

所管部局等	検討事項
【所管部局(所管課)】 環境部(自然保護課)  【財政援助団体等(指定管理者)】 一般社団法人諏訪観光協会	1 指定管理に係る支出への協会事務局経費の計上 霧ヶ峰自然保護センター指定管理に係る収支計算書中、支出の部の人件費には、センター職員に係る額のみを計上し、協会事務局職員の人件費を計上していません。しかし、指定管理に係る会計事務等については協会事務局の職員が担当していますので、協会と県は協議の上、当該指定管理に係る協会事務局職員の人件費についても合理的な基準に基づき算定の上、収支計算書に計上するとともに、過年度分の収支計算書についても訂正計上することを検討してください。
【所管部局(所管課)】 建設部(都市・まちづくり課)  【財政援助団体等(指定管理者)】 特定非営利活動法人 Nature Service	1 管理業務仕様書で示す保守点検業務の作業基準と実態との相違 南信州広域公園における指定管理者の募集及び実施に際し「保守点検業務作業基準表」を示していますが、実態と相違している部分が散見されます。多くは前指定管理者の時代から判明していた内容ですが、現指定管理者の募集・選定時にも同内容のまま管理業務仕様書の添付資料としていました。 同公園は地理的・現地条件的に現状確認が難しい状況下であり、現時点で調査中の内容があるなど、やむを得ないと認められる面はありますが、基準表の内容は、指定管理者が当該施設の管理に要する人員配置計画や経費見積等に直接影響する内容でもありますので、次期指定管理者の募集時には、実態に合致させた内容とするよう検討してください。

4 意見

所管部局等	意見
<p>【所管部局（所管課）】 林務部（森林づくり推進課）</p> <p>【財政援助団体等】 公益社団法人長野県林業公社</p>	<p>1  公社の事業内容、経営状況等に対する県民理解の促進 長野県林業公社の主要事業である「分収林事業」は、事業の性質上、分収林が伐期を迎えて木材の売却収入が得られるまでの間、県の長期貸付金を主な財源として実施せざるを得ないという構造的な課題があります。 令和3年5月に公社が策定した第2次経営改革プランの中で、現状の低迷する木材価格等一定の条件で試算した長期収支予測によると、最終事業年度（令和58年度）に県の貸付金約126億余円が回収不能になると見込まれ、極めて厳しい経営状況にあります。 一方、公社が行う事業は、森林管理が困難な森林所有者に代わって行う森林資源の適正な保育・管理等を通じ、国土の保全、水源の涵養、水害や土砂災害の予防、ゼロカーボンへの貢献など、公益的機能の維持増進に重要な役割を果たしてきており、今後も継続していく必要があります。 このような状況を踏まえ、公社の経営状況や事業継続の必要性等について、積極的に情報発信して県民に丁寧に説明することで、県民理解の促進に努めてください。</p> <p>2  制度改善等に向けた継続した取り組み 他の都県林業公社等も本県公社と類似する経営課題を有しており、超長期の事業期間における社会経済情勢の変化に伴うリスクを負わざるを得ないという特殊性を持っています。ついては、分収林事業の対象となっている森林管理に係る制度の見直しや経営安定化に向け実効性のある支援施策の導入等を継続して国へ働きかけるとともに、県の関与や人的・財政的な支援については、引き続き公社と情報を共有し、状況に応じた適切な対応がなされるよう検討しながら、計画的に実施してください。</p>
<p>【所管部局（所管課）】 環境部（自然保護課）</p> <p>【財政援助団体等（指定管理者）】 一般社団法人諏訪観光協会</p>	<p>1  霧ヶ峰自然保護センター備品等の内容再確認と整理 霧ヶ峰自然保護センターには、現在ではほぼ活用されていない16ミリフィルムが相当数保管されていますが、これらは自然に関心のある方々には興味深い内容と思われ、かつ現在では見ることでできない貴重な映像が含まれている可能性がありますので、可能なものはDVD化するなど、必要に応じて有効活用が図られるように保存措置を講じた上、指定管理者に適切に管理させるよう検討してください。 また、その他の備品等についても、内容を再確認の上、活用の可能性がないものは廃棄するなど、指定管理者が備品等の保守管理を行う上で、無用な注意を払うことがないよう整理を検討してください。</p>
<p>【所管部局（所管課）】 建設部（都市・まちづくり課）</p> <p>【財政援助団体等（指定管理者）】 特定非営利活動法人 Nature Service</p>	<p>1  公園利用者の安全の確保 南信州広域公園の公園施設の中に、落雷警報設備、遊具の一部、浄水設備等、老朽化のため使用できないものや、更新・修繕が推奨されているものが散見されます。これらについては、公園利用者に危険を及ぼす恐れがあるとともに、指定管理者の収支にも悪影響を及ぼす可能性がありますので、指定管理者と連絡・相談の上、必要と認められるものは可能な限り早急に更新・修繕等の対応を行ってください。 また、近年は日本各地で局地的豪雨等の異常気象や、熊による人身被害が頻発しています。当公園の所在環境等を勘案し、これらの事象についても、公園利用者の被害予防のため、指定管理者と連絡・相談しながら、必要な対策の実施に努め、公園利用者の安全確保に万全を期してください。</p>

監査委員事務局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和7年2月27日

長野県千曲川流域下水道事務所長 渡辺 剛 史

1 落札に係る調達産品等の種類及び数量

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場で使用する電気

契約電力 1,500kW 予定使用電力量 8,630,000kWh

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県千曲川流域下水道事務所

(2) 所在地 長野市真島町川合1060-1

- 3 落札者を決定した日  
令和7年2月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 中部電力ミライズ株式会社
  - (2) 所在地 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額  
155,250,144円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和6年12月12日

水道・生活排水課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和7年2月27日

長野県千曲川流域下水道事務所長 渡辺剛史

- 1 落札に係る調達製品等の種類及び数量  
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場で使用する電気  
契約電力 1,950kW 予定使用電力量 13,543,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県千曲川流域下水道事務所
  - (2) 所在地 長野市真島町川合1060-1
- 3 落札者を決定した日  
令和7年2月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 中部電力ミライズ株式会社
  - (2) 所在地 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額  
237,807,115円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和6年12月12日

水道・生活排水課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和7年2月27日

長野県犀川安曇野流域下水道事務所長 八町博明

- 1 落札に係る調達製品等の種類及び数量  
犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場で使用する電気  
契約電力 640kW 予定使用電力量 3,967,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県犀川安曇野流域下水道事務所
  - (2) 所在地 安曇野市豊科田沢6709
- 3 落札者を決定した日  
令和7年2月4日

## 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 中部電力ミライズ株式会社

(2) 所在地 愛知県名古屋市東区東新町1番地

## 5 落札金額

74,918,173円

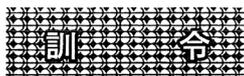
## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

令和6年12月12日

水道・生活排水課



## 長野県教育委員会訓令第1号

県立中学校

県立高等学校

県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年2月27日

長野県教育委員会

第15条の次に次の1条を加える。

(写真の収集及び管理)

第15条の2 主管課長は、人事管理に係る事務の処理に必要な範囲内で職員の写真を収集し、適切に管理を行うものとする。

第18条第3項中「職員等」を「職員、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がない職員その他校長が認める職員」に改める。

第18条の2第3項中「週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）及び休日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年条例第9号）第6条1項に規定する休日をいう。）並びに」を「長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日及び」に改める。

第27条の2第1項中「あらかじめ、総務事務システムにより行うとともに、出勤届（様式第28号の5）を校長に提出しなければならない。」を「総務事務システム（これにより難しい場合は、出勤届（様式第28号の5）により、あらかじめ校長に届け出なければならない。」に改める。

高校教育課  
特別支援教育課